

広島市規則第70号

令和7年12月25日

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

広島市長 松井一實

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和57年広島市規則第22
号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第13条第1項前段」を「第13条第1項」に改め、
同条第2項中「第13条第1項後段」を「第13条第1項」に改め、「あ
らかじめ定められた勤務時間以上」を削り、同条第3項第1号中「1, 5
90円」を「1, 110円」に、「800円」を「560円」に改め、同
項第2号中「あらかじめ定められた勤務時間以上」を削り、「1, 310
円」を「760円」に改め、「（正規の勤務時間が勤務が通常行われる日
の勤務時間の2分の1に相当する時間である日及びこれに相当する日につ
いては、660円）」を削り、同条第4項中「掲げる作業」の右に「の基
準量以上の作業」を加える。

第21条第1項第1号ア中「終日に及ぶ程度（日中8時間程度とする。
以下同じ。）」を「日中4時間程度」に改め、同項第3号ア中「及ぶ程度」
の右に「（日中8時間程度とする。第5号アにおいて同じ。）」を加え、
同条第2項第2号中「7, 500円」を「8, 000円」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条第1項中「第22条の3第1項」を「第22条の2第1項」に改め、同条第2項中「第22条の3第2項」を「第22条の2第2項」に改める。

第25条の2第2項中「の額は、第12条第3項及び第4項」を「（第12条第3項第1号及び同条第4項の規定により支給されるものに限る。）の額は、同号及び同項」に改める。

第26条第1項中「（別表第3の(1)の表第2種の項第3号に掲げる運転業務又は収集作業に従事したときに支給されるものを除く。）」を削る。

第27条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 清掃作業等に従事する職員の特殊勤務手当（第12条第3項第2号の規定により支給されるものに限る。）

別表第3の(1)の表第2種の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第3の(2)の表を次のように改める。

(2)

支給対象となる作業	支給月額
中央卸売市場食肉市場に勤務する職員の行う家畜のと殺又は解体作業	5,500円

附 則

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から

施行する。

(1) 第21条第1項第1号ア及び同項第3号ア並びに同条第2項第2号、

第22条並びに第23条第1項及び第2項の改正規定 令和8年1月

1日

(2) 前号及び次号に掲げる改正規定以外の改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定 令和8年4月1日

(3) 第12条第3項第1号の改正規定、同項第2号の改正規定（「1,310円」を「760円」に改める部分に限る。）及び別表第3の(1)の表第2種の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする改正規定並びに次項及び附則第4項の規定 令和11年4月1日

2 令和11年4月1日から令和15年3月31日までの間における改正後の第12条第3項第1号及び第2号の規定の適用については、附則別表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、同項第1号中「1,110円」とあるのはそれぞれ同表の第2欄に掲げる額と、「560円」とあるのはそれぞれ同表の第3欄に掲げる額と、同項第2号中「760円」とあるのはそれぞれ同表の第4欄に掲げる額とする。

3 改正前の別表第3の(1)の表第2種の項第3号に掲げる支給対象となる作業に従事したときに支給される特殊勤務手当については、改正前の第26条第1項の規定は、令和10年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

4 改正前の別表第3の(1)の表第2種の項第3号に掲げる支給対象となる作業については、同項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、令和1

5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「550円」とあるのは、附則別表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第5欄に掲げる額とする。

5 改正前の別表第3の(2)の表第1種の項各号及び第2種の項第1号に掲げる支給対象となる作業については、同表第1種の項の規定及び同表第2種の項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和10年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる期間の区分に応じ、改正前の別表第3の(2)の表第1種の項中「7,900円」とあるのはそれぞれ次の表の第2欄に掲げる額と、同表第2種の項中「5,500円」とあるのはそれぞれ同表の第3欄に掲げる額とする。

第1欄	第2欄	第3欄
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	5,260円	3,660円
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	2,630円	1,830円

附則別表（附則第2項、附則第4項関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
令和11年4月1日から 令和12年3月31日まで	1,490円	750円	1,200円	440円
令和12年4月1日から 令和13年3月31日まで	1,390円	700円	1,090円	330円
令和13年4月1日から 令和14年3月31日まで	1,290円	650円	980円	220円
令和14年4月1日から 令和15年3月31日まで	1,200円	600円	870円	110円